

## 静岡地方裁判所委員会議事概要

平成25年3月19日(火)午後3時00分から開催された第23回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

### 出席した委員

青島伸雄，池田宏行，大石晴久，五條堀孝，小長谷洋，鈴木敏弘，内藤孝二，中山祥乃，林道晴，安岡元彦，渡邊良子(五十音順，敬称略)

### 議事

#### 1 新委員の紹介

庶務から委員の異動について報告があり，続いて委員長から3月15日付けで任命された林道晴委員が紹介された。

#### 2 法教育について

##### (1) 法曹三者及び静岡市教育委員会からの法教育の取組等の説明

近藤晃静岡地方裁判所事務局総務課広報係長，池田宏行静岡地方検察庁検事，前田雅美検察広報官，山本正幸静岡県弁護士会弁護士，浅井裕貴静岡県弁護士会弁護士及び柴田敏静岡市教育委員会学校教育課指導主事それぞれの立場から，法教育における取組，裁判所との連携とこれを通じて得た感想や要望等について説明を受けた。

##### (2) 意見交換( :委員 :説明者)

裁判所の説明資料は学生向けのものということだが，一般の方向けの活動もしているのか。

一般の方向けの活動ももちろん行っている。配布させていただいた学校関係者向けのチラシは対象者を学生に絞ったものであり，一般の方を対象とする活動の中に学生の方向けの活動があると理解していただきたい。

申込みは一人でも可能か。

可能である。

説明を聞いて感心したが，48団体1336人というのは静岡地裁本庁にて平成24年に法廷見学等を実施した件数か。

そうである。

2138人というのは静岡地裁管内全体で実施した件数か。

そうである。

時間的，人力的な部分で大変ではないか。

現状の実施件数は週1回のペースであり，決して多くはない。私としてはもう少し受入れが可能であると考えます。

申込みはいつから可能か。

裁判傍聴については，裁判の予定が決まるのは約1箇月前であり，それ以降であれば申込みが可能である。法廷見学及び模擬裁判については，会場となる法廷が空いてさえいれば直前の申込みでも対応が可能である。

裁判所から配布された資料にある静岡地方裁判所のホームページの画面の写しを

見ると、受けの立場であるように思われる。直接学校に働きかけを行ったりしていないのか。

先ほど説明した小学生を対象とした夏休みの体験行事には、近隣の小学校に個別に郵便を送付したりしているが、それ以外の場合にはしていない。学校に直接送付するというのも一つの周知方法だと思うので、今後の検討課題としたい。

企画の充実という点で、裁判傍聴、法廷見学、模擬裁判及び出張講義の4つ以外にもやりたいことはあるか。

その点に関しては、このような機会での意見や、本日いただいた他の機関の方からの資料を参考にヒントを得て、検討していきたいと思う。

法教育の目的は、法曹三者とも最終的な目的は同じではあると思われるが、当座の目標という意味で違う部分はあるのか。それぞれの機関の特徴を生かすということはあるのか。

ここからは検察庁の公式の見解ではないが、法教育について私が理解しているのは、従来の知識の詰め込み型ではなく、新学習指導要領にも示されているように思考型の教育を目指すということである。つまり、法的なものの考え方、憲法的な世界観を持って、世の中の社会的な事象について関心を持ち、自分の目で見て、頭で考えて社会参加することである。もう一つは、社会参加そのものの理解を深めるということである。法教育はこの二つが目的である点と同じだと思う。

法教育の目指す究極的な目標について、裁判所、検察庁及び弁護士会ごとにより特徴があると思う。例えば、弁護士会が主催した昨年夏のジュニアロースクールの資料を見ると、超人気アイドルグループの暴露本出版についてであったり、一方、検察庁が作成した資料を見ると、公判手続の流れであったり、刑事事件の取組方であったりと、それぞれの機関で特色がある。

法曹三者に法教育をお願いする場合、どこにアプローチすればいいか。

先ほど小学校で弁護士が授業する事例が紹介されたが、現時点の教育現場では、弁護士の方が直接学校に訪問することでつながりができたり、教師や学校長が法曹にもともとつながりがあったために実現したという場合が多いと思われる。教育委員会としては、法教育の窓口がどこにあるのかということは紹介していない。どこに行けば、どのような授業が受けられるかということを経験現場に発信できればいいと思う。

さきほど、弁護士会から教育現場において教育機関との交流がなかなか広がらないという意見があった。中学3年生の三学期に公民の授業が行われると、法教育が必要だということを理解していても受験対策でいっぱいになってしまわないか。そうすると、法律を重視する大切さについてあまり教育されないまま社会に出てしまうのではないか。現在の少年犯罪がその現れでもあると思われるが、公民の授業が三学期にあると受験が優先されるということはないのか。

公民の授業は7月明けくらいから始まるが、受験が近くなると学習がおろそかになりがちの部分はある。そういう中で、どのように法教育を優先させ、充実させるかが重要であると思う。実際の教育現場では、法教育に関する事項を教科書で扱っていないわけではなく、法教育に関連する授業をしてはいるが、その部分がシャ

ープでなかったり、深まりがなかったりするのかもしれない。静岡市教育委員会としては、全て学校の子供たちに法教育を学ぶ機会を保障したいと考えている。授業の順番を変えるということも一つの方法だとは思う。

教育現場における法教育のきっかけは司法制度改革であり、それが学習指導要領に組み込まれたことによる。ところが、既に授業がぎっしり入っており、そこにどう法教育を組み込んでいくのかという各論の部分はまだ始まったばかりである。そのような状況の中で、法曹三者がそれぞれの特徴を生かしてどのように関わっていくのか。例えば、裁判所は法廷を持っているわけだから、その施設を見学してもらったり、実際の裁判手続を見学してもらい、それについて裁判所職員がレクチャーするというのは得意分野である。法曹三者がお互いの特徴を生かし、協力し合いながらそれをどうやって教育プログラムに組み込んでいくのかがこれからの課題である。

結局法教育は子供が対象であり、子供たちをこの段階で、法に違反することはいけないことだということを教えることが法教育の根本であると思う。そういうことを法曹三者が協力しながらできたらいいと思うがどうか。

それぞれの組織が法教育を行うことで評価を上げようとし、逆に無駄なことが行われてしまうことはないのか。無駄なことを省き、もっと適切に労力を割けば教育現場とうまく関われるということはないか。

例えば、日本弁護士連合会や静岡県弁護士会の法教育委員会は、法の理念というのはこういうものである、例えば、配分的正義であるとか、矯正的正義であるとか、法の根本的なものを分かっていたらいいということで熱心な社会科の先生と教材作りを進めている。しかし、その教材が果たして本当に教育現場にフィットしているのかということが最近の反省点である。先週の法教育セミナーで学校の先生に御意見を聞いたところ、やらなければならない授業が多く、このような状況で法教育を行うための方法を現場としては示してほしいという意見があった。しかし、それはわれわれの到達点と一致しないところもある。やはり法教育を実施するに当たって、教育現場の事情に合った形で弁護士会としてどのような手伝いができるのか具体的に考えなければいけないと思う。

最高裁の大法廷を一番利用しているのは誰かということ、学生や主婦等の見学者である。これを参考にすると、社会見学という形で、法教育的なこと、例えば、悪いことをしては駄目だよとか、悪いことをして捕まるとこういうことになるよとか教えられることがあるかもしれない。教育現場においても、法教育の重要性の認識はあるということだから、社会見学の機会を利用して法教育的内容を取り入れていくこともあり得ると思う。

法曹三者の特色を生かして法教育をするということだが、法教育を受ける立場からするとどこに問い合わせればよいかということになる。法曹三者で窓口を一つにするプロジェクトを立ち上げ、法教育を受けたいときにはそこに相談し、その中でそれぞれの機関に割り振ってもらうというシステムはできないか。

大学関係についていえば、サイエンス教育を出前でやってくれる機関があり、法曹三者もそのような組織を作る方法も考えられる。もっとも、司法制度改革のなか

で国民と法曹三者の距離が近づいているときにそのようなものが入ると司法制度改革の理念がなくなってしまうような気がする。

例えば、日本弁護士連合会が主催する高校生模擬裁判選手権は最初は非常に小さかったが、全国をまわっていくのに従い規模が大きくなってきている。国民との距離の関係から弁護士会が一つの窓口となり、そこに裁判所や検察庁が協力して統一的なプログラムを提供する方法が一つのアイデアとして考えられる。現実には検察庁、あるいは弁護士会が作っているプログラムに対し、裁判所の法廷を提供したり、あるいは裁判所職員が手続の説明をしてほしいということであれば対応し、協力できるところは協力するという現在の実践を、今後伸ばしていくことが考えられる。

法曹三者のやり方はいろいろあると思うが、一つは教育機関に対する協力をどのようにするのかということ、もう一つは、教育機関とは必ずしも連携しないで法教育に関する広報活動をどのような形でやっていくのかという二つの視点がある。後者に関して、弁護士会としてはジュニアロースクールを実践し、裁判所や検察庁には御協力をいただきたい。とにかく現場を見ていただくことは、すごく感銘力があるので司法を身近に感じ、それが法に対する学習意欲に結びつくことになる。だが、それをもって法教育が終わりということでは駄目なので、弁護士会としてはバランスの良い活動をしていきたい。

法曹三者が連携するということは教育現場から見て利用しやすい側面はないか。例えば、毎年決まったイベントがあり、法曹三者のコーディネートされた協力があれば利用しやすいという側面はあるか。

確かに、教育現場からすれば、一つの学習の中に何を位置付ければより効果的に子供たちの学習意欲や実感が伴う理解につながるかを考えていくときに具体的なプログラムがあるというのは意味がある。しかし、プログラムがあれば良いかといわれれば必ずしもそうではなく、私たちもやるべきことがたくさんあるので、具体的にそのプログラムを利用した事案を示していただければ学校の先生も使いやすいと思う。

具体的な事案を示しさえすれば真摯に受け止めてもらえるのか。

そこは難しい部分がある。そのようなプログラムを利用するのは社会科の教師ばかりではない。教師個人のこれまでの経験、興味、関心等にもよる。

前回裁判傍聴をし、裁判官から実際に話を聞いて、一人の人間を説得することの難しさ、裁判というものが本当に大変で、多くの人に関わっているということを知った。そういうことを子供たちに体験させたい。

#### 4 次回テーマ

次回テーマは、「DV事件について」、「裁判員裁判について」、「民事調停について」の中から、委員長が指定することとされた。

#### 5 次回期日

追って調整